

# 岩手県労働委員会年報

令和6年版

(令和6年1月から12月までの活動状況)

岩手県労働委員会事務局



## は し が き

この年報は、令和6年1月から12月までの1年間に当委員会が取り扱った調整事件等の処理状況及び当委員会の活動状況の概要を取りまとめたものです。

この冊子が、より多くの方々に労働委員会の役割についての理解を深めていただける一助となり、また、日頃労働関係の業務に携わっておられる方々に少しでも御参考になれば幸いです。

令和7年3月

岩手県労働委員会事務局



# 目 次

## 第1章 総 説

第1節	労働委員会の組織等	1
1	労働委員会	1
2	委員	1
3	あっせん員候補者	2
4	事務局	3
第2節	労働委員会の活動状況	4
1	会議等	4
2	審査	4
3	調整	4
4	労働委員会の活性化	4
5	月別活動状況	5

## 第2章 会 議

第1節	総 会	8
第2節	公益委員会議	14
第3節	調停委員会	15
第4節	仲裁委員会	15
第5節	小委員会	15
第6節	各種連絡会議	15
1	全国会議	15
2	ブロック会議	16

## 第3章 審 査

第1節	労働組合の資格審査	17
第2節	地方公営企業における非組合員の範囲の認定・告示	17
第3節	不当労働行為事件の審査	18
1	概 況	18
2	審査の目標期間の達成状況	19
3	新規申立ての状況	19
第4節	再審査事件	21
1	概 況	21
第5節	行政訴訟事件	22
1	概 況	22

## 第4章 調 整

第1節	労働争議の調整	23
1	概 況	23

2	新規申請の状況	24
3	調整事件の概要	28
第2節	争議行為予告通知及び実情調査	29
1	争議行為予告通知の概況	29
2	実情調査の概況	29
第3節	個別労働関係紛争のあっせん	30
1	概況	30
2	新規申請の状況	31
3	あっせん事件の概要	34
第4節	労働相談	37
1	労働相談の概況	37
2	出前無料労働相談会及び月例無料労働相談会の開催	38
第5章	労働委員会の活性化	
1	主な取組内容	40
2	今後の取組	40
◆	資料編	
1	不当労働行為(不公正労働行為)事件数	44
2	命令決定事件一覧表	46
3	労働争議の調整事件数	50
4	個別労働関係紛争のあっせん事件数	53

# 第1章 総 説

## 第1節 労働委員会の組織等

### 1 労働委員会

労働委員会は、中立・公正な立場で労使間の紛争解決を図るため、地方自治法及び労働組合法に基づいて県に設置された行政機関である。

### 2 委 員

労働委員会の委員は、公益を代表する者(公益委員)、労働者を代表する者(労働者委員)及び使用者を代表する者(使用者委員)各5人の計15人で構成されている。

各委員は知事が任命し、任期は2年となっている。

労働者委員は労働組合、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき任命される。公益委員は、労働者委員及び使用者委員の同意を得て任命される。

#### 第50期委員（任期：令和6.10.1～令和8.9.30）名簿

区分	氏 名	現職(令和6年12月31日現在)	新任・再任の別 就任年月日
公 益 委 員	◎太 田 秀 栄	弁護士	再 任 平28.10.1
	○石 堂 淳	岩手県立大学 専務理事／名誉教授	再 任 平30.10.1
	本 田 純	特定社会保険労務士	再 任 平26.10.1
	山 崎 哲 雄	弁護士	新 任 令6.10.1
	渡 部 あさみ	岩手大学人文社会科学部 准教授	新 任 令6.10.1
労 働 者 委 員	鈴 木 圭	日本労働組合総連合会岩手県連合会 事務局長	再 任 平26.10.1
	山 岸 伸 行	全日通労働組合岩手支部 執行委員長	再 任 平30.10.1
	紺 野 千鶴子	日本労働組合総連合会岩手県連合会気仙地域協議会 事務局長	再 任 令4.10.1
	佐 藤 茂 生	東北電力労働組合岩手県本部 委員長	再 任 令4.10.1
	佐々木 正	東京製綱労働組合北上支部 執行委員長	再 任 令4.10.1
使 用 者 委 員	平 野 佳 則	株式会社平金商店 代表取締役	再 任 平28.10.1
	松 川 顕	盛岡ガス株式会社 常務取締役	再 任 平30.10.1
	柴 田 千 春	第一商事株式会社 代表取締役社長	再 任 令2.10.1
	石 川 義 晃	三陸鉄道株式会社 代表取締役社長	再 任 令4.10.1
	藤 田 芳 男	一般社団法人岩手県経営者協会 専務理事	再 任 令4.10.1

(注) ◎は会長 ○は会長代理

### 3 あっせん員候補者

労働関係調整法第10条及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第5条の規定に基づき、労働争議等のあっせんに備えて、あっせん員候補者を委嘱することとされている。

当委員会におけるあっせん員候補者は、「岩手県労働委員会あっせん員候補者規程」（昭和53年3月31日地方労働委員会訓令第2号）により、次に掲げる者のうちから委嘱している。

- (1) 委員会の委員
- (2) 委員会の事務局の事務局長、総括課長、特命課長、主任主査、副主幹及び主査（調整を担当する者に限る。）
- (3) 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室の労働課長並びに主任主査及び主査（労働を担当する者に限る。）

#### あっせん員候補者名簿

- 労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条のあっせん員候補者
- 個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例(平成14年岩手県条例第50号)第5条のあっせん員候補者  
(令和6年12月31日現在)

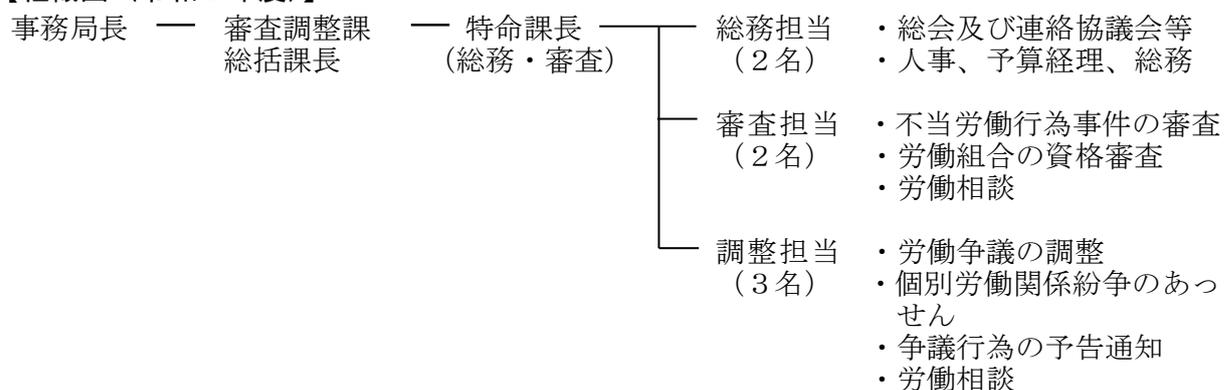
氏名	現職	委嘱年月日	
		労調法第10条関係	個別紛争解決条例第5条関係
太田秀栄	労働委員会公益委員	令6.10.1	令6.10.1
石堂淳	労働委員会公益委員	令6.10.1	令6.10.1
本田純	労働委員会公益委員	令6.10.1	令6.10.1
山崎哲雄	労働委員会公益委員	令6.10.1	令6.10.1
渡部あさみ	労働委員会公益委員	令6.10.1	令6.10.1
鈴木圭	労働委員会労働者委員	令6.10.1	令6.10.1
山岸伸行	労働委員会労働者委員	令6.10.1	令6.10.1
紺野千鶴子	労働委員会労働者委員	令6.10.1	令6.10.1
佐藤茂生	労働委員会労働者委員	令6.10.1	令6.10.1
佐々木正	労働委員会労働者委員	令6.10.1	令6.10.1
平野佳則	労働委員会使用者委員	令6.10.1	令6.10.1
松川頭	労働委員会使用者委員	令6.10.1	令6.10.1
柴田千春	労働委員会使用者委員	令6.10.1	令6.10.1
石川義晃	労働委員会使用者委員	令6.10.1	令6.10.1
藤田芳男	労働委員会使用者委員	令6.10.1	令6.10.1
四戸克枝	労働委員会事務局長	令3.4.23	令3.4.23
駒木豊広	労働委員会事務局審査調整課総括課長	令6.4.22	令6.4.22
鈴木忍	労働委員会事務局審査調整課主任主査	令6.4.22	令6.4.22
菅原俊樹	商工労働観光部定住推進・雇用労働室労働課長	令5.4.21	令5.4.21

#### 4 事務局

労働委員会に関する事務を行うために事務局を置き、知事が会長の同意を得てその組織を定め、職員を任命することとされている。

当委員会の事務局の組織は、平成16年4月から、それまでの2課から1課3担当に移行し、令和6年度における職員数は10人である（岩手県職員定数条例上は14人）。

##### 【組織図（令和6年度）】



住所 020-0021 岩手県盛岡市中央通1-7-25

朝日生命盛岡中央通ビル3階

電話 (総務) 019-629-6271・6275

(審査・調整) 019-629-6276・6277

FAX 019-629-6274

## 第2節 労働委員会の活動状況

### 1 会議等

令和6年は、第49期委員（9月まで）及び第50期委員（10月から）により運営され、総会を14回、公益委員会議を1回開催した。

また、全国及び北海道・東北地区の連絡協議会の総会等に参加し、各労働委員会相互の連絡及び事務処理について必要な調査研究、情報交換等を行った。

### 2 審査

- (1) 労働組合資格審査の取扱件数は、前年からの繰越しはなく、新規申請は17件あり、申請理由は委員候補者推薦に関する事項が16件、無料労働者供給事業に関する事項が1件であった。

終結状況は、委員候補者推薦に関する16件については全て適合の決定をし、無料労働者供給事業に関する1件については令和7年に繰り越した。

- (2) 不当労働行為事件の取扱件数は、新規申立てがなく、令和7年への繰越しもなかった。

なお、当委員会を初審とする中央労働委員会における再審査事件はなかった。

### 3 調整

- (1) 労働争議の調整事件の取扱件数は、新規申請が2件であった。終結状況は、取下げが1件であり、翌年への繰越しが1件であった。

- (2) 当委員会が受け付けた争議行為予告通知の件数は、2件であった。業種別内訳は、いずれも医療・公衆衛生事業である。争議行為予告通知があったものについて実情調査を行った延べ件数は、26件であった。

- (3) 個別労働関係紛争のあっせん取扱件数は、前年からの繰越し1件、新規申請が4件の計5件であった。終結状況は、解決が2件、取下げが2件であり、翌年への繰越しが1件であった。

- (4) 当委員会に寄せられた労働相談件数は、667件であった。相談内容別では、「パワハラ・嫌がらせ」や「賃金・手当」に関する相談が多かった。

### 4 労働委員会の活性化

令和6年は、第4次岩手県労働委員会活性化計画（令和4年度～令和6年度）に基づいた活動を展開するとともに、次期計画の検討を行った。5回にわたる委員会検討及び全国調査等を踏まえ、県民計画と歩調を合わせた労働委員会基本方針を策定し、毎年度の活動は、行動計画により進めていくこととなった。

労働委員会の周知を図る取組として、ホームページにおける適時適切な情報発信、公共施設等へのポスターやチラシの掲示、県立図書館との連携展示に加え、委員改選による会長交代を機に記者会見を実施するなど情報発信の拡充を図った。

また、県民が利用しやすい環境づくりに向けた取組として、平日夜間の出前無料労

働相談会を継続するとともに、フリーダイヤル、メールによる労働相談を行い、過去最多となる667件の相談が寄せられた。

## 5 月別活動状況

月	日	内 容
1	19	出前講座（岩手大学）
	26	月例無料労働相談会
	26	第2回委員研修会（講師：岩手労働局労働基準部監督課長 公益社団法人岩手県トラック協会会長及び専務理事）
	26	第1495回定例総会
2	4	出前無料労働相談会（盛岡市）
	13	令和5年（個）第1号個別労働関係紛争あっせん事件終結（取下げ）
	17	出前無料労働相談会（奥州市）
	20	出前講座（盛岡ペットワールド専門学校）
	22	月例無料労働相談会
	22	第59回労働委員会活性化検討委員会
	22	第1496回定例総会
	29	出前講座（県立宮古高等技術専門学校）
3	1	出前講座（(株)吉田測量設計）
	22	月例無料労働相談会
	22	第1497回定例総会
	22	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会研修課題説明会
	25	令和6年（個）第1号個別労働関係紛争あっせん事件 申請書受付
4	1	令和6年（個）第1号個別労働関係紛争あっせん事件終結（取下げ）
	10	北海道・東北ブロック労働委員会労働者委員連絡協議会幹事会（～11日宮城県）
	22	月例無料労働相談会
	22	第1498回定例総会
	22	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会研修課題勉強会
5	13	令和6年（個）第2号個別労働関係紛争あっせん事件 申請書受付
	24	月例無料労働相談会
	24	第60回労働委員会活性化検討委員会
	24	第1499回定例総会
	30	北海道及び東北六県労働委員会事務局長連絡会議（宮城県）
	30	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会会長連絡会議（宮城県）
	30	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会（～31日宮城県）
6	10	労働委員会事務局職員中央研修（～12日東京都）
	12	活性化取組事例調査〔～13日山梨県、静岡県〕
	13	令和6年（調）第1号労働争議あっせん事件 申請書受付

月	日	内 容
	13	全国労働委員会事務局長連絡会議（岐阜県）
	14	全国労働委員会会長連絡会議（岐阜県）
	14	令和6年（調）第1号労働争議あっせん事件 申請書受付
	16	出前無料労働相談会（大船渡市）
	23	出前無料労働相談会（遠野市）
	25	月例無料労働相談会
	25	第1回委員研修会（講師：岩手労働局雇用環境・均等室長）
	25	第1500回定例総会
7	3	令和6年（調）第1号労働争議あっせん事件終結（取下げ）
	5	活性化取組事例調査〔鳥取県/オンライン〕
	5	出前無料労働相談会（北上市・夜間）
	11	活性化取組事例調査〔～12日 宮城県、山形県〕
	17	出前無料労働相談会（盛岡市・夜間）
	26	月例無料労働相談会
	26	第61回労働委員会活性化検討委員会
	26	第1501回定例総会
	26	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会研修課題勉強会
	26	公益委員会議
	30	令和6年（個）第2号個別労働関係紛争あっせん事件 第1回あっせん 終結（解決）
8	23	月例無料労働相談会
	23	第1502回定例総会
	23	あっせん終結事案研修会
	29	北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議（～30日 青森県）
9	5	令和6年（個）第3号個別労働関係紛争あっせん事件 申請書受付
	5	公労使委員合同研修（～6日 東京都）
	25	月例無料労働相談会
	25	第1503回定例総会
	25	研修報告会（公労使委員合同研修）
10	1	岩手県労働行政功労者表彰式（県庁）
	1	第1504回臨時総会
	1	第1505回臨時総会
	10	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会（～11日 山形県）
	20	出前無料労働相談会（一関市）
	21	月例無料労働相談会
	21	第1506回定例総会
	27	岩手労働局等との関係機関合同労働相談会（盛岡市）

月	日	内 容
	28	全国労働委員会事務局調整主管課長会議（東京都）
	29	全国労働委員会事務局審査主管課長会議（東京都）
11	14	第79回全国労働委員会連絡協議会総会（～15日 東京都）
	19	令和6年（調）第2号労働争議あっせん事件 申請書受付
	22	月例無料労働相談会
	22	第62回労働委員会活性化検討委員会
	20	第1507回定例総会
	26	令和6年（個）第3号個別労働関係紛争あっせん事件 第1回あっせん 終結（解決）
	26	労働委員会事務局職員専門研修（～29日 東京都）
12	3	〔全基連〕個別労働紛争解決研修（応用研修）【WEB開催】
	4	出前講座（岩手県立大学盛岡短期大学部）
	5	令和6年（個）第4号個別労働関係紛争あっせん事件 申請書受付
	5	出前講座（岩手大学）
	9	出前講座（（一社）MJスポーツネット）
	16	出前講座（県立北桜高校）
	19	出前講座（岩手県中小企業家同友会女性部）
	23	月例無料労働相談会
	23	第1508回定例総会
	23	研修報告会（〔全基連〕個別労働紛争解決研修（応用研修））
	23	研修報告会（公労使委員個別紛争専門研修）
	23	あっせん終結事案研修会
	23	第2回委員研修会（講師：前 岩手県労働委員会会長）

## 第 2 章 会 議

### 第 1 節 総 会

労働委員会の総会は委員全員で行う会議であり、労働委員会規則第 5 条第 1 項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、あっせん、調停及び仲裁に関する報告等、委員会活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

当委員会においては、原則として毎月第 4 金曜日を定例日として開催するほか、必要に応じて臨時に開催することとしている。

令和 6 年は、14 回開催され、その概況は次のとおりである。

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
1495	1. 26	出席委員	(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木 (使) 松川、柴田、石川、藤田
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 令和 5 年(個) 第 1 号個別労働関係紛争あっせん経緯について (イ) 不当労働行為事件の審査の目標期間の達成状況(令和 5 年)について (ウ) 争議行為の予告通知について (エ) 労働相談の概要報告について (2) その他 ア 令和 6 年度岩手県労働委員会総会・諸会議等実施計画案(素案)について イ 令和 6 年度岩手県労働委員会諸会議等出席予定委員(素案)について ウ 労働委員会制度創設 80 周年記念行事に係る提案について エ 第 79 回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)について オ 令和 6 年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会及び会長連絡会議の開催について カ 出前講座(1 月 19 日開催分)の報告及び今後の開催予定について	
1496	2. 27	出席委員	(公) 長谷川、太田、本田、石堂 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐々木 (使) 平野、松川、柴田、石川、藤田

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 令和5年(個)第1号個別労働関係紛争あっせんの終結について</p> <p>(イ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(ウ) 労働相談の概要報告について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 令和6年度岩手県労働委員会総会・諸会議等実施計画表(案)について</p> <p>イ 令和6年度岩手県労働委員会諸会議等出席予定委員(案)について</p> <p>ウ 出前講座(2月20日開催分)の報告及び今後の開催予定について</p> <p>エ 労働関係統計について</p>	
1497	3.22	出席委員	<p>(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合</p> <p>(労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤</p> <p>(使) 平野、松川、柴田、石川、藤田</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 争議行為の予告通知について</p> <p>(イ) 労働相談の概要報告について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 第59回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告について</p> <p>イ 令和6年度岩手県労働委員会総会・諸会議等実施計画表(修正案)について</p> <p>ウ 出前講座(2月29日及び3月1日開催分)の報告及びこれまでの開催実績について</p> <p>エ 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の研修課題について</p>	
1498	4.22	出席委員	<p>(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合</p> <p>(労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木</p> <p>(使) 平野、松川、柴田、石川、藤田</p>

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 審議事項  (ア) あっせん員候補者の委嘱（案）について</p> <p>イ 報告事項  (ア) 令和6年（個）第1号個別労働関係紛争あっせん申請及び終結について  (イ) 争議行為の予告通知について  (ウ) 労働相談の概要報告について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 令和6年度岩手県労働委員会事務局業務方針について  イ 令和5年岩手県労働組合基礎調査結果について</p>	
1499	5.24	出席委員	(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木 (使) 平野、松川、柴田、石川、藤田
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項  (ア) 令和6年（個）第2号個別労働関係紛争あっせん申請について  (イ) 争議行為の予告通知について  (ウ) 労働相談の概要報告について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 第60回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告について  イ 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会運営委員会について  ウ 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の議題（検討用）について  エ 労働関係統計について</p>	
1500	6.25	出席委員	(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合 (労) 山岸、紺野、佐藤、佐々木 (使) 平野、松川、柴田、石川、藤田

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 令和6年(調)第1号労働争議あっせんの申請について</p> <p>(イ) 令和6年(個)第2号個別労働関係争あっせんの経緯</p> <p>(ウ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(エ) 労働相談の概要報告について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の概要について</p> <p>イ 令和6年度全国労働委員会会長連絡会議の概要について</p>	
1501	7.26	出席委員	<p>(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合</p> <p>(労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木</p> <p>(使) 平野、松川、柴田、石川、藤田</p> <p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 令和6年(調)第1号労働争議あっせんの終結について</p> <p>(イ) 令和6年(個)第2号個別労働関係争あっせんの経緯について</p> <p>(ウ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(エ) 労働相談の概要報告について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 第61回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告について</p> <p>イ 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の開催について</p>
1502	8.23	出席委員	<p>(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合</p> <p>(労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木</p> <p>(使) 平野、松川、柴田、石川、藤田</p> <p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 令和6年(個)第2号個別労働関係争あっせんの終結について</p> <p>(イ) 第687回公益委員会議の結果について</p> <p>(ウ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(エ) 労働相談の概要報告について</p> <p>(2) その他</p>

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		ア 労働関係統計について イ 第79回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について	
1503	9. 25	出席委員	(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木 (使) 平野、松川、柴田、藤田
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 令和6年(個)第3号個別労働関係紛争あっせん申請について (イ) 争議行為の予告通知について (ウ) 労働相談の概要報告について	
1504	10. 1	出席委員	(公) 本田、太田、石堂、山崎、渡部 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木 (使) 平野、松川、柴田、藤田
		1 議事 (1) 付議事項 ア 審議事項 (ア) 会長及び会長代理の選出について	
1505	10. 1	出席委員	(公) 太田、石堂、本田、山崎、渡部 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木 (使) 平野、松川、柴田、藤田
		1 議事 (1) 付議事項 ア 審議事項 (ア) あっせん員候補者の委嘱(案)について イ その他 (ア) 令和6年度岩手県労働委員会総会・諸会議等実施計画表について (イ) 各側委員打合せ結果について	
1506	10. 21	出席委員	(公) 太田、石堂、本田、山崎、渡部 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木 (使) 平野、松川、柴田、石川、藤田
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 令和6年(個)第3号個別労働関係紛争あっせんの経緯について (イ) 争議行為の予告通知について (ウ) 労働相談の概要報告について	

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		(2) その他 ア 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の概要について	
1507	11.22	出席委員	(公) 太田、石堂、本田、山崎、渡部 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木 (使) 松川、石川、藤田
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 令和6年(調)第2号労働争議あっせん申請について (イ) 令和6年(個)第3号個別労働関係紛争あっせんの経緯について (ウ) 争議行為の予告通知について (エ) 労働相談の概要報告について (2) その他 ア 会長による記者レクについて イ 第62回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告について ウ 第79回全国労働委員会連絡協議会総会の概要について エ 労政行政関係功労者厚生労働大臣表彰について オ 令和6年度第2回委員研修会について カ 労働関係統計について	
1508	12.23	出席委員	(公) 太田、石堂、本田、山崎、渡部 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木 (使) 平野、松川、柴田、石川、藤田
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 令和6年(調)第2号労働争議あっせんの経緯について (イ) 令和6年(個)第4号個別労働関係紛争あっせん申請について (ウ) 令和6年(個)第3号個別労働関係紛争あっせんの終結について (エ) 争議行為の予告通知について (オ) 労働相談の概要報告について (2) その他 ア 出前講座の報告及び今後の開催予定について イ 審問見学について	

## 第2節 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合法第24条第1項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第16条の2の規定による準司法的、判定的機能を果たすため、公益委員のみで行う会議である。

この会議は、労働委員会規則第8条第1項の規定により会長が必要に応じて招集し、開催することとされており、令和6年は1回開催された。その概況は、次のとおりである。

回	開催 月日	出席委員及び付議事項等		結 果
687	7.26	出席委員	長谷川、太田、本田、石堂、河合	適合決定
		付議事項 第50期岩手県労働委員会労働者委員候補者推薦に伴う労働組合の資格審査について		

### 第3節 調停委員会

調停委員会は、労働関係調整法第19条の規定により、会長が指名する公・労・使各側代表委員又は特別調整委員で構成される会議で、労働争議の調停に当たるものである。

令和6年は、設置されなかった。

### 第4節 仲裁委員会

仲裁委員会は、労働関係調整法第31条の規定により、公益委員又は特別調整委員の中から、関係当事者が合意により選定した者につき、会長が指名する3人の委員で構成される会議で、労働争議の仲裁に当たるものである。

令和6年は、設置されなかった。

### 第5節 小委員会

小委員会は、労働委員会規則第5条の規定に基づき、会長が指名した委員で構成される会議で、総会の付議事項中特定の事項について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うものである。

令和6年は、設置されなかった。

### 第6節 各種連絡会議

労働委員会規則第86条の規定に基づき、委員会相互の連絡を密にし、その事務処理について必要な統一と調整を図るため、公・労・使委員の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長等の連絡会議が設けられており、全国、ブロックに分かれて開催されている。

令和6年における各種連絡会議の概況は、次のとおりである。

#### 1 全国会議

##### (1) 第79回全国労働委員会連絡協議会総会

① 期日・場所 令和6年11月14日(木)～15日(金) 東京都

② 出席委員 (公)太田・石堂 (労)山岸・紺野 (使)平野・松川

##### ③ 議題

第1議題 退職代行等の営利事業が主目的と疑われる労働組合に対する資格審査申請の対応について(北海道・東北ブロック公労使提案)

第2議題 審査の迅速化に向けた取組について(中労委提案)

第3議題 若年層に向けた労働委員会の取組の周知について

(近畿ブロック公労使提案)

##### ④ 講演

近年における労働裁判例の動向(元中央労働委員会会長代理 森戸英幸氏)

##### (2) 全国労働委員会会長連絡会議

① 期日・場所 令和6年6月14日(金) 岐阜県岐阜市

② 出席委員 長谷川会長

##### ③ 議題懇談

「今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位置づけについて」

## 2 ブロック会議

### (1) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会

- ① 期日・場所 令和6年5月30日(木)～31日(金) 宮城県仙台市
- ② 出席委員 (公)長谷川・本田 (労)佐藤・佐々木 (使)平野・石川
- ③ 議事
  - 議題1 第79回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する議題について
  - 議題2 令和5年取扱事件とその傾向及び特異事件について<資料交換>
  - 議題3 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会決算について  
(連絡協議会)
  - 議題4 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会予算(案)について  
(連絡協議会)
  - 議題5 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の会長及び副会長の選任について  
(連絡協議会)
  - 議題6 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について (連絡協議会)
  - 議題7 令和7年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について (連絡協議会)
- ④ 研修
  - 研修課題1 配転命令及び懲戒解雇における不当労働行為の成否について
  - 研修課題2 期間社員への登用を期待した労働者が使用者から内定を取り消されたこと主張する事案への対応について

### (2) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会

- ① 期日・場所 令和6年10月10日(木)～11日(金) 山形県山形市
- ② 出席委員 (公)石堂・山崎 (労)山岸・紺野
- ③ 基調講演  
「働くこと」の意味と歴史と労働委員会  
(早稲田大学法学部教授、東京都労働委員会会長代理 水町 勇一郎 氏)
- ④ 研修
  - 研修課題1 当事者の行為を原因とする団体拒否及び救済申立て後の懲戒処分に係る不当労働行為の成否について
  - 研修課題2 懲戒解雇処分を受けた労働者からの具体的な解雇理由の開示と解決金の支払いを求めたあっせん申請への対応について

## 第 3 章 審 査

### 第 1 節 労働組合の資格審査

労働組合法第 5 条の規定による最近 5 か年の労働組合の資格審査の取扱状況は、3-1 表のとおりである。

令和 6 年は、前年からの繰越しはなく、新規申請は 17 件あり、申請理由は委員候補者推薦に関する事項が 16 件、無料労働者供給事業に関する事項が 1 件であった。

終結状況は、委員候補者推薦に関する 16 件については全て適合の決定をし、無料労働者供給事業に関する 1 件については令和 7 年に繰り越した。

( 3 - 1 表 ) 労働組合資格審査の取扱状況

年次	取 扱 件 数							補 正 勧 告	終 結 件 数					次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 請					合 計		適 合	打 切 り	取 下 げ	不 適 合	合 計	
		委 員 候 補 者 推 薦	不 当 労 働 行 為	法 人 登 記	そ の 他	計								
(令和) 2	—	15	—	—	—	15	15	—	15	—	—	—	15	—
3	—	—	—	1	—	1	1	—	1	—	—	—	1	—
4	—	15	—	—	—	15	15	—	15	—	—	—	15	—
5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	—	16	—	—	1	17	17	—	16	—	—	—	16	1

### 第 2 節 地方公営企業における非組合員の範囲の認定・告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定による労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の認定・告示について、令和 6 年に当委員会が認定・告示を行った事案はなかった。

### 第3節 不当労働行為事件の審査

#### 1 概 況

労働組合法第27条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第4条の規定による最近5か年の不当労働行為事件の取扱状況は、3-2表のとおりである。

令和6年は、前年からの繰越し、新規申立て共になかった。

(3-2表) 不当労働行為事件の取扱状況

年  次	取 扱 件 数			終 結 件 数								次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取下げ・和解			命 令 ・ 決 定				計	
				取 下 げ	和 解		救 済		棄 却	却 下		
					無 関 与	関 与	全 部	一 部				
(令和) 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 2 審査の目標期間の達成状況

### (1) 審査の目標期間

不当労働行為事件の審査期間については、目標の達成状況等については、毎年少なくとも1回公表することとされている（労働組合法第27条の18、労働委員会規則第50条の2）。

- 審査の目標期間（平成24年1月27日 第644回公益委員会議決定）
    - ・ 団交拒否事件：6か月（審査計画策定段階において、証拠調べに多大な時間を要することが明らかな事件を除く。）
    - ・ 通常事件：1年
- （注1） 団交拒否事件は申立て事実が団交拒否に限られる事件であり、通常事件は団交拒否事件以外の事件を指す。
- （注2） 審査期間は、申立てから終結までに要した日数。目標期間は、個々の事件ごとではなく、各年の全終結事件における1事件当たりの平均処理日数。

### (2) 達成状況

令和6年における審査の目標期間の達成状況は、次のとおりである。

- ・ 団交拒否事件  
令和6年に終結した事件はない。
  - ・ 通常事件  
令和6年に終結した事件はない。
- また、審査の実施状況等は、3-3表のとおりである。

(3-3表) 過去5年間における審査の実施状況

年	事件種別	係属 事件数	終結 事件数	審査 期間	調査 回数	審問 回数	証人数
(令和) 2	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—
3	団交拒否	1	1	30日	0回	0回	0人
	通常	—	—	—	—	—	—
4	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—
5	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—
6	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—

## 3 新規申立ての状況

### (1) 申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

不当労働行為事件の最近5か年における新規申立件数は1件で、申立人別、労働組合法第7条該当号別件数は3-4表のとおりである。

(3-4表) 不当労働行為事件の申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

年次	新規申立て	申立人別			労働組合法第7条該当号別								
		組合	個人	組合個人	1	2	3	4	1・2	1・3	1・4	2・3	1・2・3
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 1号(不利益取扱い) 2号(団体交渉拒否) 3号(支配介入) 4号(申立て等を理由とする不利益取扱い)

(2) 産業別、企業規模別申立件数

不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数は、3-5表のとおりである。

(3-5表) 不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数

年次	新規申立て	産業別申立件数							企業規模別申立件数					
		建設業	製造業	運輸業	卸売業・小売業	医療・福祉	サービス業	地公労法適用	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上	不明
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 第4節 再審査事件

### 1 概 況

労働委員会の発した命令に不服のある当事者は、労働組合法第27条の15第1項及び第2項の規定に基づき、15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。

当委員会を初審とする最近5か年における再審査事件の係属状況は、3-6表のとおりである。

令和6年は、当委員会を初審とする再審査事件の係属事件はなかった。

(3-6表) 再審査事件の係属件数

年次	係属件数			終 結 件 数								次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取 下 げ ・ 和 解			命 令 ・ 決 定			計		
				取 下 げ	和 解		棄 却 ( 初 審 維 持 )	初 審 変 更			決 定	
					無 関 与	関 与		一 部	全 部			
(令和) 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 第5節 行政訴訟事件

### 1 概 況

労働委員会の発した命令に不服のある場合、使用者は労働組合法第27条の19第1項の規定により命令書写しの交付の日から30日以内に、労働組合又は労働者は行政事件訴訟法第8条第1項及び第14条第1項の規定により6か月以内に命令の取消訴訟を提起できる。

現在、当委員会命令に係る取消訴訟事件はない。

## 第 4 章 調 整

### 第 1 節 労働争議の調整

#### 1 概 況

労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく調整事件（あっせん、調停、仲裁）の最近 5 か年における取扱状況は、4-1 表のとおりである。

令和 6 年の取扱件数は、前年からの繰越しはなく、新規申請が 2 件となっており、1 件が終結し、1 件が翌年に繰越しとなった。

なお、調停は平成 15 年以降、仲裁は昭和 51 年以降申請がない。

また、使用者からの申請は平成 10 年以降、労使双方からの申請は昭和 57 年以降、職権による調整は昭和 59 年以降取扱いがない。

(4-1 表) 調整事件の係属件数

年次	調整区分	取扱件数			終結件数				次 年 繰越し 件 数	解 決 率 (%)
		前 年 繰越し	新 規 申 請	計	解 決	取下げ ・ 不開始	打切り ・ 不 調	計		
2	—			0				0	0	—
3	—			0				0	0	—
4	—			0				0	0	—
5	—			0				0	0	—
6	あっせん		2	2		1		1	1	—

注) 1 解決率は、終結件数から取下げ及び不開始（規則 65 II）の件数を除いて算出したものである。

※解決率＝ $\frac{\text{解決}}{\text{解決} + \text{打切り} + \text{不調}}$

2 解決には、自主解決であっても、あっせん活動が解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものを含む。

## 2 新規申請の状況

### (1) 産業別、企業規模別申請件数

最近5か年における新規申請事件の産業別、企業規模別申請件数は、4-2表のとおりである。

(4-2表) 産業別、企業規模別申請件数(新規)

年 次		2	2	3	4	5
調 整 区 分		—	—	—	—	あっせん
新規申請件数		0	0	0	0	2
産 業 別	医療、福祉					2
	医療業					(1)
	社会保険・社会福祉・介護事業					(1)
企 業 規 模 別	30人未満					
	30～ 99人					1
	100～ 299人					
	300～ 499人					
	500～ 999人					
	1,000～4,999人					1

注) ( ) は、内数である。

## (2) 調整事項別件数

最近5か年における新規申請事件の調整事項別件数は、4-3表のとおりである。

(4-3表) 調整事項別件数(新規)

年次	2	3	4	5	6
調整事項 \ 調整区分	—	—	—	—	あつせん
賃金等					3
一時金					(1)
諸手当					(1)
休日・休暇					(1)
その他					1
パワハラ・嫌がらせ					(1)
合計	0	0	0	0	4

注) 1 複数の調整事項を有する事件があるため、係属件数とは一致しない。

2 ( ) は、内数である。

## (3) 調整員構成別件数

最近5か年における新規申請事件の調整員構成状況は、4-4表のとおりである。

(4-4表) 調整員構成別件数(新規)

年次	2	3	4	5	6
構成 \ 区分	—	—	—	—	あつせん
公1人、労1人、使1人					
公2人、労1人、使1人					1
指名なし					1
合計	0	0	0	0	2

(4) 係属日数別件数

最近5か年における終結事件（前年からの繰越しを含む。）の係属日数の状況は、4-5表のとおりである。

(4-5表) 係属日数別件数

年次		2	3	4	5	6
調整区分			—	—	—	あつせん
所要日数	1日～10日					
	11日～20日					1
	21日～30日					
	31日～60日					
	61日～90日					
	91日以上					
	計	0	0	0	0	1
	平均日数	—	—	—	—	20.0

注) 係属日数は、調整申請から終結までに要した日数である。

(5) 所要日数別件数

調整開始事件（調整員指名前に取下げ等のあった事件を除く）のうち終結した事件（前年からの繰越しを含む。）の最近5か年における所要日数の状況は、4-6表のとおりである。

(4-6表) 所要日数別件数

年次		2	3	4	5	6
調整区分		—	—	—	—	あっせん
所要日数	1日～10日					
	11日～20日					
	21日～30日					
	31日～60日					
	61日～90日					
	91日以上					
	計	0	0	0	0	0
	平均日数	—	—	—	—	—

注) 所要日数は、調整開始（あっせん員の指名、調停開始の総会決議等）から終結までに要した日数である。

### 3 調整事件の概要

令和6年に係属した調整事件の概要は、4-7表のとおりである。

(4-7表) 調整事件一覧表  
(新規)

事件 番号 (通算)	事件名	年月日	概 要	調整員
		終結区分		指 名 年月日
		係属日数 (所要日数)		
6-1 (976)	A労働争議 あっせん事 件	申請日 6.6.14 終結日 6.7.3	<b>【申請者】</b> 労働組合（企業別） 組合員数 1,000～4,999 人 <b>【被申請者】</b> 医療業 従業員数 1,000～4,999 人 <b>【調整事項】</b> 一時金、休日・休暇 <b>【調整回数】</b> ー <b>【経過】</b> 組合が、一時金の加給及び休暇の拡充を求めて、あっせんを申請したもの。 使用者から労使交渉が継続している旨を確認したことから、当面推移を見守ることとした。 組合から、労使交渉の中で具体的な回答を求めていくとして取下届の提出があり、あっせんは終結した。	ー
		取下げ		ー
		20 (ー)		ー
6-2 (977)	B労働争議 あっせん事 件	申請日 6.11.19 終結日 ー	<b>【申請者】</b> その他（争議団） 組合員数 30 人未満 <b>【被申請者】</b> 社会福祉事業 従業員数 30～99 人 <b>【調整事項】</b> 諸手当、パワハラ・嫌がらせ <b>【調整回数】</b> ー回 <b>【経過】</b> 争議団が、パワハラ・嫌がらせの謝罪と再発防止と諸手当等の要件確認等を求めて、あっせんを申請したもの。 令和6年内に終結せず、翌年に繰り越した。	(公) 本田 (公) 山崎 (労) 山岸 (使) 藤田
		繰越		ー
		ー (ー)		R6.12.20

注) 「係属日数」は、調整申請から終結までに要した日数であり、「所要日数」は調整開始（あっせん員指名）から終結までに要した日数である。

## 第2節 争議行為予告通知及び実情調査

### 1 争議行為予告通知の概況

令和6年における労働関係調整法第37条の規定に基づく当委員会への争議行為予告通知件数は2件であり、前年と同数であった。

#### (1) 業種別予告通知件数

予告通知件数の業種別内訳は4-7表のとおりであり、令和6年の件数は医療が2件となっている。

(4-7表) 業種別予告通知件数

業種別 年次	運輸事業				郵便又は 電気通信 事業	水道、電 気又はガ ス事業	医療又は 公衆衛生 事業	計
	鉄道業	道路旅 客	道路貨 物	その他	電気通信		医療	
2							2	2
3							2	2
4							2	2
5							2	2
6							2	2

注) 業種の区分は、予告通知者における主たる関係事業所の業種による。

#### (2) 予告通知の主要争議事項

予告通知の主要争議事項は、賃金引上げ、一時金等の経済的事項を内容とするものが多かった。

### 2 実情調査の概況

争議行為予告通知があったものについて、労働委員会規則第62条の2の規定に基づき実情調査を行った件数は4-8表のとおりであり、令和6年は26件である。

終結状況は、解決20件、打切り3件、繰越し3件となっている。

なお、関与の度合いについては、いずれも実情調査を続けながら交渉の推移を見守った。

(4-8表) 実情調査の実施状況

終結状況 年次	調査組合数			調査結果				
	前年 繰越し	新規	計	解決	打切り	あ っ せ ん 移 行	繰越し	計
2	4	26	30	27	3		0	30
3		25	25	22	1		2	25
4	2	24	26	22	2		2	26
5	2	24	26	22	2		2	26
6	2	24	26	20	3		3	26

注) 1件の予告通知に基づき複数の事業所を調査している場合が多いため、調査件数は、予告通知件数を上回る。

### 第3節 個別労働関係紛争のあっせん

#### 1 概況

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事件の最近5か年における取扱状況は、4-9表のとおりである。

令和6年の取扱件数は、前年からの繰越しが1件、新規申請が4件の計5件となっており、4件が終結し、1件が翌年への繰越しとなった。

(4-9表) 個別労働関係紛争あっせん事件の係属件数

年次	取扱件数			終結件数				次年繰越し件数	解決率(%)
	前年繰越し	新規申請	計	解決	取下げ不開始	打切り	計		
2	1	2	3	3			3	0	100.0
3		5	5		2	3	5	0	0.0
4		1	1	1			1	0	100.0
5		1	1				0	1	—
6	1	4	5	2	2		4	1	100.0

注) 1 解決率は、終結件数から取下げ及び不開始の件数を除いて算出したものである。

※ 解決率 = 解決 ÷ (解決 + 打切り)

2 解決には、自主解決であっても、あっせん活動が解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものを含む。

## 2 新規申請の状況

### (1) 産業別、企業規模別申請件数

最近5か年における新規申請事件の産業別、企業規模別申請件数は、4-10表のとおりである。

令和6年新規申請件数の産業別内訳は、建設業が1件、医療・福祉が2件、その他のサービス業が1件となっており、企業規模別では従業員数10～49人が2件、300人～499人が2件となっている。

(4-10表) 産業別、企業規模別申請件数(新規)

年 次		2	3	4	5	6
新規申請件数		2	5	1	1	4
産 業 別	建設業 職別工事業 設備工事業					1 (1)
	電気・ガス・熱供給・水道業 ガス業		1 (1)			
	情報通信業 情報サービス業	1 (1)				
	卸売業・小売業 各種商品小売業 織物・衣服・身の回り品小売業		1 (1)		1 (1)	
	生活関連サービス業、娯楽業 その他の生活関連サービス業		1 (1)	1 (1)		
	医療、福祉 社会保険・社会福祉・介護事業	1 (1)		1 (1)		2 (2)
サービス業(他に分類されないもの) 職業紹介・労働者派遣業 廃棄物処理業 その他の事業サービス業		2 (1) (1)			1 (1)	
企 業 規 模 別	1 ～ 9 人 10 ～ 49 人 50 ～ 99 人 100 ～ 299 人 300 ～ 499 人 500人以上	1 1	1 2	1	1	2 2

注) ( ) は、内数である。

(2) あっせん事項別件数

最近5か年における新規申請事件のあっせん事項別件数は、4-11表のとおりである。

令和6年の新規申請事件のあっせん事項は、「解雇」に関するものが2件、「パワハラ・嫌がらせ」に関するものが3件となっている。

(4-11表) あっせん事項別件数(新規)

年次 あっせん事項	2	3	4	5	6
経営又は人事 解雇 懲戒処分 退職 その他経営又は人事	1    (1)	    	1  (1)	1   (1)	2 (2)
賃金等 退職一時金 諸手当 その他賃金	1  (1)	4 (1) (1)			
職場の人間関係 パワハラ・嫌がらせ		2 (2)			3 (3)
その他 その他		1 (1)			

注) 複数のあっせん事項を有する事件があるため、係属件数とは一致しない。

(3) あっせん員構成別件数

最近5か年における新規申請事件のあっせん員構成状況は、4-12表のとおりである。

(4-12表) あっせん員構成別件数(新規)

年次 構成	2	3	4	5	6
公1人、労1人、使1人	2	4	1	1	2
公2人、労1人、使1人					1
指名なし		1			1
合計	2	5	1	1	4

#### (4) 係属日数別件数

最近5か年における終結事件（前年からの繰越しを含む。）の係属日数の状況は4-13表のとおりである。

(4-13表) 係属日数別件数

年 次		2	3	4	5	6
係 属 日 数	1日～10日		1			1
	11日～20日					
	21日～30日					
	31日～60日	1	1			
	61日～90日	1	2			2
	91日以上	1	1	1		1
	計	3	5	1		4
	平均日数	116.0	56.4	99.0		68.5

注) 係属日数は、あっせん申請から終結までに要した日数である。

#### (5) 所要日数別件数

最近5か年におけるあっせん開始事件（あっせん員指名前に取下げ等のあった事件を除く。）のうち終結した事件（前年からの繰越しを含む。）の所要日数の状況は、4-14表のとおりである。

(4-14表) 所要日数別件数

年 次		2	3	4	5	6
所 要 日 数	1日～10日					
	11日～20日					
	21日～30日	1	1			
	31日～60日	1	2	1		2
	61日～90日		1			1
	91日以上	1				
	計	3	4	1		3
	平均日数	80.3	42.75	57.0		56.3

注) 所要日数は、あっせん開始（あっせん員の指名）から終結までに要した日数である。

### 3 あっせん事件の概要

令和6年に係属した個別労働関係紛争あっせん事件の概要は、4-15表のとおりである。

(4-15表) 個別労働関係紛争あっせん事件一覧表

(継続)

事件 番号 (通算)	事件名	年月日	概 要	あっせん員
		終結区分		指 名 年月日
		係属日数 (所要日数)		
5-1 (59)	A個別労働 関係紛争あ っせん事件	(申請日) 5.11.1 (終結日) 6.2.13	<p>【申請者】労働者 【被申請者】卸売業・小売業(10~49人) 【あっせん事項】退職 【あっせん回数】0回 【経過】 労働者が、職場の上司らからの暴言等で精神バランスを崩していたところ、明確な説明のないまま退職に追い込まれたと主張し、経済的・精神的損害に対する補償金の支払い及び上司の謝罪等を求めたもの。 会社側は、事前の労働局あっせんの不調を理由に本あっせんへの参加に否定的であったことから、あっせん員が協議し、会社側のあっせん参加を促し、参加の意向を確認した。 あっせん開催日程等を申請者に打診したところ、会社に求める意思がなくなったとして、申請者から取下書が提出され、あっせんは終結した。</p>	(公)長谷川 (労)紺野 (使)松川
		取下げ		
		105 (78)		

(新規)

事件 番号 (通算)	事件名	年月日	概 要	あっせん員
		終結区分		指 名 年月日
		係属日数 (所要日数)		
6-1 (60)	B 個別労働 関係紛争あ っせん事件	(申請日) 6. 3. 25 (終結日) 6. 4. 1	【申請者】 使用者 【被申請者】 医療・福祉 (300～499 人) 【あっせん事項】 パワハラ・嫌がらせ 【あっせん回数】 一回 【経過】 使用者が、労働者からパワハラ加害及び被害に関する書類の提出を求められており、その要求の終結を求めたもの。 申請者から自主解決したとして取下書の提出があり、あっせんは終結した。	—
		取下げ		—
		8 (一)		—
6-2 (61)	C 個別労働 関係紛争あ っせん事件	(申請日) 6. 5. 13 (終結日) 6. 7. 30	【申請者】 使用者 【被申請者】 医療・福祉 (300～499 人) 【あっせん事項】 パワハラ・嫌がらせ 【あっせん回数】 1 回 【経過】 使用者が、労働者からパワハラ加害及び被害に関する書類の提出要求が再燃したことから、その要求の終結を求めたもの。 あっせんでは、当事者双方から聴取した事情などを踏まえ、あっせん員から使用者側に対し、労働者の加害を理由とする指導書の撤回と再発防止を打診したところ、了解した。当事者双方と合意項目を調整し、あっせん案を提示したところ、双方とも受諾し、あっせんは解決した。	(公)石堂 (労)佐藤 (使)石川
		解決		6. 6. 20
		79 (41)		6. 6. 20

事件 番号 (通算)	事件名	年月日	概 要	あっせん員
		終結区分		指 名 年月日
		係属日数 (所要日数)		
6-3 (62)	D個別労働 関係紛争あ っせん事件	(申請日) 6.9.5 (終結日) 6.11.26	<b>【申請者】</b> 労働者 <b>【被申請者】</b> サービス業（他に分類されな いもの）（10～49人） <b>【あっせん事項】</b> 解雇 <b>【あっせん回数】</b> 1回 <b>【経過】</b> 労働者が、会社から納得できる説明も なく即日解雇され、その撤回と経済的補 償の支払いを求めたもの。 会社側は、あっせんに消極的であった ことから、あっせん員が協議し、会社側 に働き掛け、あっせん参加を確認した。 あっせんでは、当事者双方から聴取し た主張や事情等を踏まえ、あっせん員か ら使用者に対し労働者の退職確認と解 決金の支払いを打診したところ、了解し た。当事者双方と解決金及び合意項目を 調整し、あっせん案を提示したところ、 双方とも受諾し、あっせんは解決した。	(公)太田 (労)佐々木 (使)柴田
		解決		6.9.24 (開始6.10.7)
		82 (50)		
6-4 (63)	E個別労働 関係紛争あ っせん事件	(申請日) 6.12.5 (終結日) —	<b>【申請者】</b> 使用者 <b>【被申請者】</b> 建設業（10～49人） <b>【あっせん事項】</b> パワハラ・嫌がらせ <b>【あっせん回数】</b> 1回 <b>【経過】</b> 使用者が、労働者から解雇通告と撤回 の理由説明及びパワハラ被害に係る補 償要求が止まないことから、その要求の 終結を求めたもの。 令和6年内に終結せず、翌年に繰り越 した。	—
		繰越し		—
		— (—)		—

注) 「係属日数」は、あっせん申請から終結までに要した日数であり、「所要日数」はあ  
っせん開始（あっせん員指名）から終結までに要した日数である。

## 第4節 労働相談

### 1 労働相談の概況

労働相談件数及び労働相談内容別件数の最近5か年の状況は、4-16表のとおりである。

令和6年の労働相談件数は667件であり、前年（643件）と比較して3.7%増加した。また、労働相談内容別では、「パワハラ・嫌がらせ」や「賃金・手当」に関する相談が多かった。

(4-16表) 労働相談件数及び相談内容別件数の状況

年次		2年	3年	4年	5年	6年
相談件数		376	448	628	643	667
相談内容	組合関係	9	4	6	20	14
	団体交渉	2	1	2	11	12
	解雇	13	38	29	53	61
	配置転換、出向・転籍	2	0	14	14	9
	復職	2	0	8	7	4
	懲戒処分	4	8	11	6	21
	退職	48	64	100	126	106
	賃金・手当	86	86	118	139	140
	労働契約	16	29	74	63	72
	労働時間	13	28	52	56	51
	休日・休暇・休業	28	46	86	85	91
	社会保険・労働保険	45	50	83	90	89
	セクハラ	2	2	6	7	8
パワハラ・嫌がらせ	57	114	155	121	155	
その他	104	91	110	111	115	

注) 複数の内容を有する相談があるため、相談件数と相談内容ごとの件数の合計は一致しない。

## 2 出前無料労働相談会及び月例無料労働相談会の開催

県内の個別労働関係紛争の早期解決並びに労働委員会制度及びあっせん制度の周知を目的とし、4-17表のとおり出前無料労働相談会を県内13箇所で開催し、8回開催12件の相談があった。また、月例無料労働相談会を4-18表のとおり開催し、10回開催13件の相談があった。

(4-17表) 出前無料労働相談会開催状況

日 時	場 所	相談対応者
2月4日(日) 午後1時～4時	盛岡市 (いわて県民情報交流センター アイーナ)	(公)石堂 (労)鈴木 (使)平野
2月17日(土) 午後1時～4時	奥州市 (奥州地区合同庁舎)	(公)太田 (労)紺野 (使)松川
6月8日(土) 午後1時～4時	北上市(中止) (北上市生涯学習センター)	(公)長谷川 (労)紺野 (使)柴田
6月16日(日) 午後1時～4時	大船渡市 (大船渡地区合同庁舎)	(公)太田 (労)鈴木 (使)石川
	二戸市(中止) (二戸地区合同庁舎)	(公)本田 (労)佐藤 (使)藤田
6月23日(日) 午後1時～4時	奥州市(中止) (奥州地区合同庁舎)	(公)長谷川 (労)山岸 (使)平野
	遠野市 (あすもあ遠野)	(公)太田 (労)紺野 (使)松川
7月5日(金) 午後5時～8時	北上市 (北上市生涯学習センター)	(公)石堂 (労)鈴木 (使)柴田
7月17日(水) 午後6時～9時	盛岡市 (労働委員会 朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)太田 (労)佐藤 (使)石川
10月5日(土) 午後1時～4時	宮古市(中止) (宮古地区合同庁舎)	(公)本田 (労)佐藤 (使)藤田
10月20日(日) 午後1時～4時	一関市 (一関地区合同庁舎)	(公)本田 (労)紺野 (使)平野
10月27日(日)※ 午前10時～午後3時	盛岡市 (いわて県民情報交流センター アイーナ)	(公)石堂 (労)佐々木 (使)松川
11月8日(金) 午後5時～8時	矢巾町(中止) (やはぱーく)	(公)石堂 (労)山岸 (使)柴田

※ 10月27日(盛岡市)は、岩手労働局、岩手弁護士会等との関係機関合同労働相談会として開催

(4-18表) 月例無料労働相談会開催状況

日 時	場 所	相談応対者
1月26日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)太田 (労)鈴木 (使)石川
2月22日(木) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)石堂 (労)紺野 (使)平野
3月22日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)太田 (労)山岸 (使)藤田
4月22日(月) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)河合 (労)佐藤 (使)柴田
5月24日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)本田 (労)紺野 (使)松川
6月25日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)石堂 (労)佐々木 (使)藤田
7月26日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)太田 (労)紺野 (使)平野
8月23日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)長谷川 (労)鈴木 (使)石川
9月25日(水) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)河合 (労)山岸 (使)柴田
10月21日(月) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)本田 (労)佐藤 (使)松川
11月22日(金)(中止) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)太田 (労)紺野 (使)石川
12月23日(月)(中止) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)太田 (労)佐々木 (使)平野

## 第5章 労働委員会の活性化

### 1 主な取組内容

- (1) 令和6年度は、「第4次岩手県労働委員会活性化計画（令和4年度～令和6年度）」（以下「現計画」という。）に基づき取組を行った。
- (2) 労働委員会の周知を図る取組として、学生等を対象に「出前講座」を県内各地で実施しワークルールの周知等を行うとともに、ホームページや県広報媒体を積極的に活用し、労働委員会の活用を呼び掛けた。また、県立図書館との連携展示や県内の公共施設を主としたポスター掲示等に加え、令和5年度から実施している広報資材の設置や県関係機関が実施する研修会等でのリーフレット配布を行うなど、情報発信の拡充を行った。  
また、委員改選による会長交代を機に、記者会見の活用等パブリシティの取組を行った。
- (3) 県民が利用しやすい環境づくりに向けた取組として、毎月、委員による「月例無料労働相談会」を実施したほか、委員が県内各地に出向いて行う「出前無料労働相談会」を年間13回実施した。なお、相談者の利便性を考慮し、出前無料労働相談会の平日夜間開催3回を継続して実施した。また、事務局職員による「労働相談専用フリーダイヤル」による労働相談に加え、メールによる労働相談への対応を行った。
- (4) 資質向上に向けた取組として、受け付けた労働相談を毎月の定例総会において情報提供を行うとともに検証を行い、相談の情報及びノウハウを共有した。また、外部講師による研修会を実施するとともに、ウェブ会議システムを活用しての研修受講など、業務効率化を図りつつ、委員及び職員の資質向上に取り組んだ。

### 2 今後の取組

現計画の計画期間内において、個別労働関係紛争あっせん事件は年間一桁台で推移しているものの、労働相談件数は令和4年度に前年度比1.5倍と急増し、年間600件台後半と高止まりしていることから、労働委員会活動の認知度向上に一定の効果があったものと考えられる。

令和6年度は現計画の最終年度であったことから、活性化検討委員会において現計画の検証を行うとともに、他県調査及び次期活動方向性についての検討を行った。その結果、令和7年度からは、県民計画と歩調を合わせた「基本方針」に基づき単年度の「行動計画」を策定し、取り組むこととなった。

# 令和6年度主要事業のスケジュール

R6.12.31現在

事業名	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
◆活性化検討委員会				◆ 5/24 活性化委①	◆ 6/12,13 調査 (山梨県、静岡県)	◆ 7/5 鳥取県調査(Web) 7/11,12 調査(山形県、宮城県)	◆ 7/26 活性化委②				◆ 11/22 活性化委③	◆ 1/24 活性化委④	◆ 2/25 活性化委⑤																							
◆委員による月例無料労働相談会の実施				◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
◆委員による出前無料労働相談会の実施				◆ 6/8(土)北上市 6/16(日)大船渡市 6/23(日)奥州市 遠野市	◆ 7/5(金)北上市 ※ 平日夜間① (17:00~20:00) 7/17(水)盛岡市 ※ 平日夜間② (18:00~21:00)	◆ 10/5(土)宮古市 10/20(日)一関市	◆ 10/27(日)盛岡市 ※ 関係機関合同労働相談会 (10:00~15:00)	◆ 11/8(金)矢巾町 ※ 平日夜間③ (17:00~20:00)	◆ 2/2(日)盛岡市 2/15(土)奥州市																											
◆ブロック総会、研修会議課題強化				◆ 4/22(総会終了後)ブロック総会研修課題勉強	◆ 5/30-31 宮城県ブロック総会等	◆ 8/23(総会終了後)ブロック総会研修課題勉強	◆ 10/10-11 山形県ブロック研修会	◆ 12/23 委員研修会②	◆ 1/27 審問見学																											
◆委員研修会																																				
◆審問見学																																				
◆委員派遣研修																																				

12/3 Web  
全基連「個別労働紛争解決研修[応用]」(委員1名)  
12/5-6 東京都  
中労委「公労使委員個別紛争専門研修」(委員3名)

9/5-6 東京都  
中労委「公労使委員合同研修」(委員1名)



# 資 料 編

1 不当労働行為（不公正労働行為）事件数

(1) 不公正労働行為事件（昭和21年～昭和24年）

区分 年別	取扱件数							終結件数						次年 繰越 件数	
	前 年 繰 越 し	新規申立て						合 計	処 罰 請 求	打 切 り	勸 告 和 解	自 主 解 決	警 告		合 計
		申立人別				該当法条別									
		組 合	個 人	組 合・ 個 人	職 権	旧 労 組 法 十 一 条	旧 労 調 組 法 旧 十 四 十 条								
昭21		1				1		1			1			1	
22			2	1		2	1	3	3		2	1		3	
23		1	1		2	3	1	4	4	1	1		1	3	1
24	1	2	1		1	4		4	5		1	2	1	5	
計	—	4	4	1	3	10	2	12	—	1	2	5	3	12	—

(2) 不当労働行為事件（昭和24年～令和6年）

区分 年別	取扱件数												終結件数						次年 繰越 件数					
	前 年 繰 越 し	新規申立て											小 計	合 計	取下・和解			命令・決定			合 計			
		申立人別						労働組合法第7条該当号別							取 下 げ	和解		救済		棄 却		却 下		
		組 合	個 人	組 合・ 個 人	1	2	3	4	1・ 2	1・ 3	1・ 4	2・ 3				1・ 2・ 3	無 関 与	関 与					全 部	一 部
昭24		3	1		2				2				4	4		1	2					3	1	
25	1	1	5		5				1				6	7	1		3	1		2			7	
26		1	1		1							1	2	2	1	1							2	
27		1	2		1				1			1	3	3		1	1						2	1
28	1	1	2		1				2				3	4	1		1	1					3	1
29	1	1							1				1	2	1								1	1
30	1	3	1		1		2		1				4	5	1	2	2						5	
31			1		1								1	1			1						1	
32		1			1								1	1			1						1	
33			1		1								1	1			1						1	
34		7				1	2			2		2	7	7			2	1	1				4	3
35	3	2					1		1				2	5		1	4						5	
36		3				1			1		1		3	3		1	1						2	1
37	1	2			1				1				2	3	1	1	1						3	
38		4	1		1		3				1		5	5		3			1	1			5	
39		1	1		2								2	2			1						1	1
40	1	2							1			1	2	3			1						1	2
41	2	2		1					3				3	5			1						1	4
42	4	1		4	4							1	5	9		1(1)							1	8
43	8	2		2	1	1			1	1			4	12	2		1	1					4	8
44	8	4		8	10		1		1				12	20		1	3						4	16
45	16	1	1	3	1				4				5	21		11	1						12	9
46	9			1	1								1	10		2							2	8
47	8													8		1	1	1(1)					3	5
48	5	2		2	2						2		4	9		2	1						3	6
49	6	5		2	1	4			1			1	7	13		2	1		1				4	9
50	9	4		1		1			3			1	5	14		1	1	1	1				4	10
51	10	1		2	1		1		1				3	13		1	1	3					5	8
52	8	2	1	1	1				2			1	4	12	1								1	11
53	11	3				1			1			1	3	14			6						6	8
54	8	8		1	1	2	2		1	2		1	9	17	2								2	15

区分 年別	取扱件数													終結件数								次年 繰越 件数		
	前 年 繰 越 し	新規申立て												小 計	合 計	取下・和解			命令・決定				合 計	
		申立人別			労働組合法第7条該当号別											取 下 げ	和解		救済		棄 却			却 下
		組 合	個 人	組 合・ 個 人	1	2	3	4	1 ・ 2	1 ・ 3	1 ・ 4	2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3				無 関 与	関 与	全 部	一 部				
昭55	15	4		1					1		2		4	19	1	2	4				7	12		
56	12	3	1	1	1				2		1	1	5	17	1				2		3	14		
57	14	5				1			2		1	1	5	19	2	2	2		1		7	12		
58	12	9			1	2		1	3		2		9	21		2	2				4	17		
59	17	11		1	2	7	2					1	12	29	4	6	5				15	14		
60	14	2		1					1				2	16		3	2	1			6	10		
61	10	4		1	1	1			1		1	1	5	15	2		3				5	10		
62	10	7			1				2			4	7	17		1	1	1			3	14		
63	14	3				2			1				3	17				1			1	16		
平元	16	3			1	1			1				3	19		1		6			7	12		
2	12													12				4			4	8		
3	8													8					1		1	7		
4	7	2				1			1				2	9								9		
5	9	1				1							1	10		1		1			2	8		
6	8			1					1				1	9								9		
7	9													9					1		1	8		
8	8	1										1	1	9								9		
9	9	2				2							2	11	1		1				2	9		
10	9	4							1			3	4	13			2				2	11		
11	11	4			1			2		1			4	15								15		
12	15	2										2	2	17	1			1			2	15		
13	15													15	1		4	2			7	8		
14	8													8						1	1	7		
15	7	1			1								1	8								8		
16	8													8					1		1	7		
17	7	2									2		2	9	1						1	8		
18	8													8					1		1	7		
19	7	1						1					1	8	4						3	7		
20	1	1			1								1	2						2	2			
21		1			1								1	1				1			1			
22																								
23		1										1	1	1			(1)	1(1)			1			
24		1									1		1	1			1				1			
25		1			1								1	1								1		
26	1	1										1	1	2				1			1	1		
27	1	1							1				1	2			1				1	1		
28	1		3				1		2				3	4				1			3	4		
29			2				1		1				2	2							1	1		
30	1													1							1	1		
令元																								
2																								
3		1			1								1	1	1						1			
4																								
5																								
6																								
計	—	147	24	32	46	28	25	2	8	52	1	13	28	203	—	30	50	66	30	13	6	8	203	—

注) 括弧内の数字は、審査を分離し終結した件数である。

2 命令決定事件一覧表（命令決定年月日順）

整理番号	事件番号	申立人		申立年月日	終結年月日	処日数	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立状況
		組合	個人							
1	昭和24(不)7	○		24. 8. 31	25. 5. 30	273	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、組合問題は必ず協議すること	棄却	再審査(労)
2	25(不)4		2	25. 3. 18	25. 7. 5	110	1	原職復帰	全部救済	—
3	25(不)3		1	25. 2. 17	25. 8. 5	170	1	解雇取消、原職復帰、命令確定までの身分保証、支配介入の排除	棄却	—
4	27(不)3	○		27. 12. 24	28. 3. 9	76	1・3	解雇取消、職場転換の取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーテイス	全部救済	—
5	31(不)1		1	31. 8. 11	31. 10. 11	62	1	原職復帰、バックペイ	全部救済	—
6	34(不)4	○		34. 4. 13	34. 9. 25	166	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーテイス	一部救済	行訴(使)
7	34(不)1	○		34. 3. 6	34. 9. 30	209	2	団交応諾	全部救済	再審査(使)
8	38(不)1	○		38. 3. 13	38. 9. 30 (併合)	202	3	支配介入の排除、ポストノーテイス	一部救済	再審査(使)
9	38(不)2	○		38. 3. 15		200	3	支配介入の排除、ポストノーテイス	棄却	再審査(労)
10	39(不)2	○		39. 6. 4	41. 10. 14	863	1	新会社への採用、原職復帰、バックペイ	全部救済	再審査(使)
11	42(不)1	○	1	42. 1. 16	43. 9. 28	622	1	処分取消、原職復帰、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	全部救済	—
12	41(不)1	○		41. 3. 28	47. 11. 15	2,425	1・3	転勤の取消、昇給昇格の溯及実施、支配介入排除、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	全部救済	行訴(使)
13	49(不)7	○		49. 8. 31	49. 12. 27	119	1・2・3	不利益取扱禁止、団交応諾、支配介入の排除、ポストノーテイス	一部救済	再審査(使)(労)
14	45(不)5	○	1	45. 12. 12	50. 2. 26	1,538	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーテイス	全部救済	行訴(使)
15	50(不)2	○		50. 1. 31	50. 3. 21	50	2	団交応諾	全部救済	—
16	49(不)4	○		49. 5. 2	51. 9. 27	880	1・2	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、団交応諾、ポストノーテイス	全部救済	行訴(使)

整理番号	事件番号	申立人		申立年月日	終結年月日	処日数	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	最終状況	不服申立状況
		組合	個人							
17	50(不)3	○		50. 4. 4	51. 9. 27	543	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノータイス	全部救済	—
18	48(不)2	○	1	48. 4. 12	51. 10. 15	1,283	1	処分取消、不利益取扱禁止	一部救済	行訴(使)
19	昭和54(不)1	○		54. 6. 21	56. 3. 28 (併合)	647	3	支配介入の排除、ポストノータイス	一部救済	行訴(使)
20	54(不)5	○		54. 9. 10		566	1	支配介入の排除、ポストノータイス	一部救済	
21	52(不)4		8	52. 9. 20	57. 6. 28	1,743	1・3	配転命令の撤回、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノータイス	一部救済	再審査(使)
22	59(不)2	○		59. 5. 24	60. 5. 16	358	2	団交応諾、ポストノータイス	全部救済	—
23	59(不)11	○		59. 10. 4	62. 12. 10	1,163	1	処分取消、ポストノータイス	全部救済	—
24	62(不)7	○		62. 12. 23	63. 12. 27	371	2	団交応諾	全部救済	—
25	62(不)1	○		62. 6. 26	元. 5. 31 (併合)	706	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
26	62(不)2	○		62. 7. 9		693	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノータイス	全部救済	
27	62(不)3	○		62. 8. 3		668	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノータイス	全部救済	
28	62(不)6	○		62. 11. 18	元. 6. 22	583	1・3	夏季手当減額措置の撤回、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
29	62(不)5	○		62. 11. 18	元. 8. 11	633	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、夏季手当減額措置の撤回、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
30	63(不)2	○		63. 2. 19	元. 11. 9	630	3	支配介入の排除、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
31	63(不)1	○		63. 2. 2	2. 2. 23	753	3	支配介入の排除、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
32	平成元(不)1	○		元. 1. 26	2. 5. 25	485	3	支配介入の排除、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)
33	元(不)3	○		元. 3. 14	2. 9. 4	540	2	団交応諾、ポストノータイス	全部救済	—
34	昭和62(不)4	○		62. 8. 3	2. 12. 21	1,237	1・3	勤務指定等の撤回、ポストノータイス	全部救済	再審査(使)

整理番号	事件番号	申立人		申立年月日	終結年月日	処日数	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立状況
		組合	個人							
35	63(不)3	○		63.11.22	3.3.25	854	1・3	不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーテイス	一部救済	行訴(使)
36	平成4(不)2	○		4.6.1	5.9.28	485	3	支配介入の排除、ポストノーテイス	全部救済	再審査(使)
37	6(不)1	○	1	6.6.6	7.7.31	421	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	一部救済	—
38	平成10(不)1	○		10.5.8	12.3.6	669	1・2・3	団交応諾、脱退強要禁止、不利益取扱禁止、出向の取消、支配介入の排除	全部救済	—
39	11(不)1	○		11.1.13	13.6.21 (併合)	891	2	団交応諾	全部救済	行訴(使)
40	11(不)2	○		11.4.20		794	1・4	原職復帰、バックペイ、不利益取扱禁止	全部救済	
41	4(不)1	○		4.3.25	14.3.27	3,655	1・3	昇進差別の是正、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーテイス	棄却 (一部却下)	再審査(労)
42	15(不)1	○		15.11.4	16.11.18	381	2	団交応諾、ポストノーテイス	一部救済	再審査(使)
43	17(不)2	○		17.7.14	18.6.15	337	2・3	脱退強要の禁止、支配介入の排除、団交応諾、ポストノーテイス	一部救済	再審査(使)
44	昭和48(不)4	○	1,394	48.10.9	19.2.27	12,195	1・2・3	バックペイ、不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーテイス	却下 (一部却下)	—
45	50(不)1	○	14	50.1.14		11,733	1・3	処分取消、不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーテイス	却下 (一部却下)	—
46	51(不)3	○	19	51.6.2	11,472	11,228	1・3	処分取消、不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーテイス	却下 (一部却下)	—
47	51(不)1	○	1	51.1.28		11,472	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	取下げ (一部却下)	—
48	52(不)2	○	3	52.8.18	19.6.25	10,904	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	取下げ (一部却下)	—
49	56(不)1	○	3	56.2.27		9,615	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーテイス	取下げ (一部却下)	—
50	61(不)1	○	2	61.2.10	7,806	1	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止	取下げ (一部却下)	—

整理 番号	事件番号	申立人		申立 年月日	終 結 年月日	処 理 日 数	労組法 第7条 該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立 状況
		組合	個人							
51	19(不)1	○		19. 6. 6	20. 6. 30	391	1・2	不利益取扱禁止、誠実団交応諾	棄 却	再審査(労)
52	20(不)1	○		20. 1. 4	20. 6. 30	179	2	団交応諾、ポストノーテイス	棄 却	—
53	21(不)1	○		21. 6. 22	21. 12. 11	173	2	団交応諾、ポストノーテイス	全部救済	—
54	23(不)1	○		23. 2. 9	23. 6. 20	132	2	団交応諾、ポストノーテイス	全部救済	—
					23. 9. 13	217	1・3	不利益取扱禁止、年末一時金支給、支配介入の排除、ポストノーテイス、謝罪	一部救済	—
55	25(不)1	○		25. 5. 31	26. 1. 26	241	2	団交応諾	全部救済	再審査(使)
56	27(不)1	○		27. 9. 1	28. 2. 26	179	2	団交応諾	全部救済	—
					28. 9. 30	396	1	不利益取扱禁止、原職復帰、バックペイ、和解協定の履行	一部救済	再審査(使)
57	28(不)1		○	28. 6. 23	28. 12. 8	169	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーテイス	却 下	再審査(労)
58	28(不)2		○	28. 7. 19	28. 12. 8	143	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーテイス	却 下	再審査(労)
59	28(不)3		○	28. 7. 19	28. 12. 8	143	4	労働委員会事務への介入の排除、ポストノーテイス	却 下	再審査(労)
60	29(不)1		○	29. 1. 4	29. 2. 28	56	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーテイス	却 下	再審査(労)
61	29(不)2		○	29. 12. 28	30. 4. 3	97	4	ポストノーテイス	却 下	再審査(労)

(注) 1 「請求する救済の内容」欄のポストノーテイスは、文書揭示を意味し、文書交付や文書の新聞等への掲載を含む。  
2 「終結状況」欄の「全部救済」とは、命令書本文中に棄却又は却下部分を含まない場合をいう。  
また「一部救済」とは、命令書本文中に救済部分の外、棄却又は却下部分を含む場合をいう。  
ただし、併合された事件については、各々の申立事件ごとの棄却又は却下部分の有無により表示している。



区分 年別	取扱総件数		あっせん										取				種				別													
	繰越し	新規	件数		取扱結果		取扱結果		取扱結果		件数		取扱結果		件数		取扱結果		件数		取扱結果													
			繰越し	新規	計	規 65 II	移 管	取 下 げ	解 決	打 切 り	繰 越 し	新 規	計	規 70 II	移 管	取 下 げ	解 決	不 調	打 切 り	繰 越 し	新 規	計	規 79	移 管	取 下 げ	裁 定	打 切 り	繰 越 し						
																													繰越し	新規	計	繰越し	新規	計
46	0	(0)	23	0	20	1	3	6	10	0	3	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
47	0	(0)	23	0	18	0	6	3	9	0	5	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
48	0	(0)	19	0	19	0	10	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
49	0	(2)	32	0	28	1	9	6	11	1	4	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
50	1	(0)	32	1	29	0	2	15	13	0	2	0	2	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1						
51	1	14	15	13	13	0	7	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
52	1	11	11	10	10	1	11	3	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
53	1	40	41	1	40	1	11	18	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
54	1	20	21	1	20	0	2	8	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
55	(1)	8	8	(1)	8	0	2	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
56	1	23	24	1	23	0	8	5	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
57	2	26	26	2	25	0	11	3	7	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
58	4	(1)	20	4	16	(1)	3	6	9	2	4	0	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
59	2	22	24	2	22	0	9	6	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
60	4	17	21	4	16	0	11	3	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
61	1	19	20	1	19	0	7	7	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
62	1	15	16	1	14	0	5	3	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
63	2	7	9	1	7	0	3	3	2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
平元	10	10	10	10	10	0	8	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2	1	7	8	1	7	0	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3	3	3	3	3	3	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4	2	3	5	2	3	0	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	1	6	7	1	6	0	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	2	5	7	2	5	0	4	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	1	3	4	1	3	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分 年別	取扱総件数		あっせん 取扱結果										取 扱 種 別 停 取 扱 結 果				仲 裁 取 扱 結 果					
	繰 越 し	新 規	件 数		規 移 管 II	取 下 げ	取 扱 決 済	打 切 り	繰 越 し	繰 越 し	新 規	計	規 移 管 II	取 下 げ	取 扱 決 済	不 調 り	打 切 り	件 数		取 扱 決 済		
			繰 越 し	新 規														繰 越 し	新 規		繰 越 し	新 規
8	2	6	8	5	6	2	2	2	2	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	
9	2	9	11	9	11	2	7	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
10	1	7	8	6	7	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
11	4	4	4	4	4	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
12	4	4	4	3	3	1	2	2	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
13	3	3	3	3	3	3	5	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
14	3	8	11	8	11	4	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
15	2	6	8	5	7	1	4	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
16	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
17	4	3	7	3	7	1	2	2	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
18	2	3	5	3	5	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
19	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
21	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
22	1	2	3	2	3	1	2	2	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
23																						
24		2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
25																						
26		5	5	5	5	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
27																						
28																						
29																						
30		1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
令元	1	2	3	2	3	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
2																						
3																						
4																						
5																						
6		2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
65	(54)977	(54)1,043	53	(49)910	(49)963	6	220	(28)438	(21)245	54	9	(5)65	(5)74	2	12	(5)31	14	6	9	3	3	6

注) 1 ( ) 書きは、職権調整事件数(内数)を表す。  
2 「取扱結果」欄の「規65Ⅱ」、「規70Ⅱ」及び「規79」は、それぞれ労働委員会規則第65条第2項、第70条第2項及び第79条による処理件数を表す。

4 個別労働関係紛争のあつせん事件数（平成14年～令和6年）

年別	区分	取扱件数			取扱結果					翌年繰越し
		前繰越し	新規	計	解決	取下げ	打切り	不開始	計	
平	14		5	5	3	1			4	1
	15	1	2	3		2	1		3	
	16		2	2	2				2	
	17		7	7	6	1			7	
	18		1	1				1	1	
	19		2	2	1	1			2	
	20									
	21		1	1		1			1	
	22		2	2	1		1		2	
	23		2	2				1	1	1
	24	1	3	4	3			1	4	
	25		3	3	1		1		2	1
	26	1	1	2	2				2	
	27		8	8	1		5	1	7	1
	28	1	4	5			4	1	5	
令	29		3	3			2		2	1
	30	1	1	2			1		1	1
	元	1	2	3	2				2	1
	2	1	2	3	3				3	
	3		5	5		2	3		5	
	4		1	1	1				1	
	5		1	1						1
	6	1	4	5	2	2			4	1
合計	—	57	65	25	9	19	4	57	—	

注) 岩手県労働委員会では、平成14年8月から「個別労働関係紛争のあつせん」業務を行っている。





---

---

岩 手 県 労 働 委 員 会 年 報  
(令和6年版)

令和7年3月発行

編 集 ・ 発 行 岩 手 県 労 働 委 員 会 事 務 局

(〒020-0021) 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階

T E L 019 (629) 6271・6275 (総務担当)

019 (629) 6276・6277 (審査・調整担当)

F A X 019 (629) 6274

ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/iinkai/roudou/index.html>

---

---